災害派遣精神医療チーム運営委員会 設置要綱 (素案)

(目的)

第1条 災害派遣精神医療チーム運営委員会(以下「委員会」という。)は、平時において岩手県 災害派遣精神医療チームに対する運営等について検討することを目的として設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 運営に関すること。
 - (2) 活動後の検証に関すること。
 - (3) 研修のあり方に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。

(委員会)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる者で構成する。
- 2 医療関係者の任期は2年とし、欠員が生じた場合に補充される者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に、会長及び副会長各1名を置く。
- 2 会長は、●●をもって充てる。
- 3 副会長は、●●をもって充てる。
- 4 会長は、委員会を主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、会長が招集し、その議事を進行する。
- 2 委員会は、別表に掲げる者の半数以上の出席により開催することができる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところ による。
- 4 別表に掲げる者が会議を欠席する場合は、会長の判断により代理出席を認めることができる。
- 5 委員会は、必要と認めるときは、別表に掲げる者以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成●年●月●日から施行する。

別表(第3条及び第5条関係)

1 行政関係者

所属	職名
岩手県保健福祉部障がい保健福祉課	総括課長
岩手県精神保健福祉センター	所 長

《災害時に地域精神医療活動を担当する課等及び機関を想定》

2 医療関係者

(所属五十音順)

所属	職名	氏名
岩手医科大学	教 授 (DPAT統括者)	大塚 耕太郎
岩手医科大学	特命講師	遠 藤 仁
岩手県精神科診療所協会	会 長	藤村 剛男
岩手県立南光病院	院長	土屋 輝夫
国立病院機構花巻病院	院長	八 木 深
日本精神科病院協会岩手県支部	支 部 長	伴

《災害時に DPAT 活動を行うと思われる医療機関(医療関係者)を想定》